

埼玉県燃料電池自動車導入事業補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 埼玉県(以下、「県」という。)は、運輸部門における環境負荷の低減を図るため、燃料電池自動車への買換えを行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則(昭和40年埼玉県規則第15号。以下、「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- 一 燃料電池自動車 搭載された燃料電池によって駆動される電動機を原動機として、内燃機関を併用しない検査済み自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項の規定による自動車検査証(以下「自動車検査証」という。)の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。)をいう。ただし、大型特殊自動車(自動車抵当法(昭和26年法律第187号)第2条ただし書に規定する大型特殊自動車を含む。)に該当するものを除く。
- 二 リース契約 燃料電池自動車の貸主が、当該燃料電池自動車の借主に対し、当事業者間で合意した期間にわたり当該燃料電池自動車を使用収益する権利を与え、借主は、当該燃料電池自動車の使用料を貸主に支払う契約をいう。
- 三 リース事業者 リース契約その他知事がリース契約と同等の契約として認めたもの(以下「リース契約等」という。)に基づき、燃料電池自動車の貸付等を行う者
- 四 割賦販売 燃料電池自動車の所有者である売主が、当該燃料電池自動車の買主に対し、当事業者間で合意した期間にわたり月賦、年賦その他の割賦の方法により分割して当該燃料電池自動車の販売代金を買主から受領し、かつ、当該代金の全部の支払の義務が履行される時まで当該燃料電池自動車の所有権が売主に留保されることを条件に、当該燃料電池自動車を販売することをいう。
- 五 国庫補助 一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する「クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金」をいう。
- 六 自動車税のグリーン化特例 地方税法(昭和25年法律第226号)附則第12条の3の規定による自動車税の税率の特例(以下、「自動車税のグリーン化特例」という。)をいう。
- 七 買換え 平成31年度(令和元年度)の自動車税のグリーン化特例の適用を受けない水準の車両を廃車若しくは譲渡等により処分し、新たに燃料電池自動車を購入することをいう。
- 八 処分済車両 自動車税のグリーン化特例による税の軽減を受けない水準の車両で、買換えにあたって、廃車若しくは譲渡等により処分した車両をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、別表1のいずれかの要件に適合する者であつて、過去に税金の滞納がない者、刑事上の処罰を受けていない者、その他公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められる者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助金交付の対象としない。

(ア) 暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号。以下、「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）

(イ) 暴力団員等（暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員及び第3条第2項に規定する暴力団関係者をいう。）

(補助対象自動車の要件)

第4条 補助対象自動車は、別表2に定める要件のすべてに適合するものとする。

(交付対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表3により定める額とし、予算の範囲内で交付する。ただし、リース契約期間が4年に満たない場合は当該期間に応じた割合により補助額を算定する。

(交付申請書の様式)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、規則第4条第1項及び第13条の規定に基づき、補助金交付申請書兼実績報告書（以下、「申請書等」という。）を、令和2年3月20日までに提出するものとする。

2 前項の申請書等の様式は、様式第1号のとおりとする。

3 前項の申請書等には、別表4に掲げる書類を添付しなければならない。

(交付決定通知書の様式)

第7条 知事は、前条の規定による申請書等を受理したときは、当該申請書等を審査し、補助金を交付すべき者と認めたときは、補助金の交付を決定するものとする。

2 規則第7条の規定に基づき、補助金の交付をするときの交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

3 補助金の交付をしないときの不交付決定通知書の様式は、様式第3号のとおりとする。

(状況報告)

第8条 補助事業者は、補助事業の遂行の状況について、補助金の交付を受けた年度を含めた3か年度の間、様式第4号に定める利用状況記録簿を書面で報告しなければならない。

(補助事業の内容の変更等)

第9条 補助事業者は、規則第6条第1項の規定による知事が付した条件に基づき、補助事業

の内容の変更について知事の承認を得ようとするときは、様式第5号の事業内容変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、規則第6条第1項の規定による知事が付した条件に基づき、補助事業の中止又は廃止について知事の承認を得ようとするときは、様式第6号の事業中止（廃止）承認申請書を知事に提出しなければならない。

（財産処分の制限）

第10条 規則第19条第2号に規定する知事の定めるもの（処分制限財産）は、補助事業により取得した燃料電池自動車とする。

- 2 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間（財産処分制限期間）は、事業完了後、4年とする。
- 3 補助事業者は、規則第19条の規定により補助事業により取得した燃料電池自動車の処分について承認を得ようとするときは、様式第7号の財産処分承認申請書を知事に提出しなければならない。
- 4 知事は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち処分時から財産処分制限期間である4年が経過するまでの期間に相当する額を原則として返還させることとする。

（書類の整備等）

第11条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

（取扱に関わる事項）

第12条 この要綱の取扱に関わる事項については、必要がある場合は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成30年 4月26日から施行する。

この要綱は、令和元年7月23日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

別表 1

説 明	内 容
補助金交付対象者の要件	<p>(1) 県内に事務所若しくは事業所を有する法人。(国及び地方公共団体を除く。)</p> <p>(2) 県内に主たる住居、事務所若しくは事業所を有する個人。</p> <p>(3) (1) 又は (2) の法人又は個人と補助金の交付対象となる燃料電池自動車に係るリース契約等を締結したリース事業者。</p>

別表 2

説 明	内 容
補助対象自動車及び補助金交付要件	<p>(1) 四輪以上の燃料電池自動車であること。</p> <p>(2) 平成31年4月1日以降に購入した自動車であること。</p> <p>(3) 令和2年3月20日までに新車新規登録又は新車新規検査届出が行われた自動車であること。</p> <p>(4) 次の(ア)及び(イ)を完了していること。なお、いずれかの手続完了後概ね3カ月以内に、両手続を完了することを要する。</p> <p>(ア) 補助対象自動車に係る新車登録</p> <p>(イ) 処分済車両に係る廃車・譲渡等の手続</p> <p>(5) 補助対象自動車及び処分済車両の自動車検査証に記載された所有者又は使用者(リース契約等の場合は使用の本拠を含む。)が同一であること。</p> <p>(6) 補助対象自動車に係る自動車検査証に記載された所有者の住所、使用者の住所又は使用の本拠の位置のいずれかが埼玉県内にあること。</p> <p>(7) 補助金交付対象者がリース事業者である場合は、リース事業者は、月々のリース料金について、県からの補助金の額に応じた割合を通常の貸与料金から減額して設定すること。</p> <p>(8) 補助金交付対象者がリース事業者である場合は、車両購入後、すみやかにリース契約等を締結すること。</p> <p>(9) 県が実施する燃料電池自動車に係る普及啓発活動に協力するよう努めること。</p>

別表 3

説 明	補助対象経費	補助金の額(上限額)
補助額	燃料電池自動車の購入に係る経費	国庫補助における交付規定に定める補助金交付額の1/2、ただし100万円を上限とする。

別表 4

番号	必要書類	備考
1	補助金交付申請書（第1号様式、別紙）	
2	誓約書（申請者の押印のあるもの）	
3	購入車両（購入し、又はリース契約等を締結した燃料電池自動車をいう。）に係る請求書又は契約書 ※割賦販売の場合、申請者が契約者となっているローン契約書も併せて必要。 ※車両登録番号、車体番号および車両本体価格の記載があるものに限る。	写し
4	購入車両の代金の支払いに係る領収書 ※販売会社等の印があるものに限る。	写し
5	購入車両及び処分済車両の自動車検査証	写し
6	振込先口座が確認できる書類（第1号様式別紙に記載した口座が確認できる書類）	写し
7	登記事項証明書（現在事項全部証明書） ※法人及びリース事業者の場合のみ必要。 ※リース事業者で、予定貸与先が法人の場合、予定貸与先の登記事項証明書も合わせて必要。 ※申請日時点で、発行日から3か月以内のものに限る。	原本
8	住民票 ※個人の場合及びリース事業者で予定貸与先が個人の場合のみ必要。 ※リース事業者で、予定貸与先が個人の場合には、予定貸与先の住民票が必要。 ※申請日時点で、発行日から3か月以内のものに限る。	原本
9	納税証明書（埼玉県税に滞納額がないことの証明書） ※リース事業者の場合、予定貸与先についての証明書が必要。 ※県税事務所（自動車税等）で発行されるもの及び市町村役場（個人県民税）で発行されるものが必要。 ※課税がない等の理由により滞納額がないことの納税証明書が交付されない場合は、その旨を記した書面（様式任意）。	原本
10	購入車両に係るリース契約書 ※リース事業者の場合のみ必要。	写し
11	購入車両に係るリース料金の算定根拠を示す書類（通常のリース料金と補助金を受けた場合のリース料金が比較できるもの） ※リース事業者の場合のみ必要。	
12	処分済車両に係る廃車・譲渡等の手続を完了したことを証明する書類 ※譲渡証明書（譲渡人の印があるものに限る。）、自動車リサイクル法に基づく使用済自動車引取証明書（引取業者の押印があるものに限る。）など。	写し
13	その他知事が必要と認める書類	